

現在、児童手当（特例給付）を受給しているかた

児童手当 手続要否確認フロー

大学生年代（H14.4.2 生～H18.4.1 生）のお子さんがいて、その人と高校生年代以下の児童を含めて3人以上のお子さんがいますか

例：大学生（20 歳）、高校生（18 歳）、中学生（15 歳）、小学生（12 歳）
大学生（20 歳）、中学生（15 歳）、中学生（13 歳）
大学生（21 歳）、大学生（20 歳）、中学生（15 歳）



大学生年代（H14.4.2 生～H18.4.1 生）の子を父母等が監護し、生計を負担していますか



申請が不要



申請が必要

●留意点

※高校生以下の児童しかいない世帯の場合は、自動的に増額されますので、申請は不要です。（例：高校生（18 歳）、高校生（17 歳）、中学生（14 歳））。

※大学生年代（H14.4.2 生～H18.4.1 生）のお子さんを父母等が監護し、生計を負担していない場合は、第3子以降の算定対象となりませんので、申請は不要です。